

# 桐生市防災情報伝達システム整備工事

## 特記仕様書

令和2年12月

桐 生 市

## 目次

1	基本事項	1
2	本業務における規格及び法令	1
3	既存設備	2
4	整備計画	3
5	業務範囲	4
6	基本的機器性能	4
7	同報系防災行政無線設備の機能	5
8	その他	7
9	工事仕様	7
10	無線局免許申請・現地調査等	9
11	防災行政無線設備設置工事	10
12	工事写真	11
13	検査及び引き渡し	11
14	提出書類	12
15	参考資料	12

## 1 基本事項

### (1) 本書の目的

本特記仕様書(以下「本書」という)は、桐生市(以下「発注者」という)が計画している防災情報伝達システム整備に際し、工事及び保守(事業者が自ら提案する設計を含む)をプロポーザル方式で応募事業者から提案を求めるにあたり、発注者が要求する技術提案並びに基本的な要求水準について示すものである。

### (2) 期待する技術提案について

本書は、発注者が要求する新システムの基本構成とシステムにおける機能・性能等を規定するものであり、具体的仕様及びそれらを構成する機器他の性能については、本書が示す機能・性能以上とすること。本書に示されていない部分についても、住民へのサービス向上やランニングコスト等について期待できる提案であれば、適切に評価する。さらに、本書において発注者が具体的仕様等を定めているものでも、その仕様と同等以上の性能を満たし、本プロポーザルの目的と矛盾しないことが明確に示すものであれば、代替的な仕様の提案も可とし、これを評価する。

本市の地形的課題並びに、現状の設備の課題点をよく理解し、今後20年以上の長きに渡り市民への生命・財産を護る中枢システムとなる提案に期待する。また、ランニングコストを抑え、耐災害性を強化した提案が望ましい。

なお、本市の趣旨に合致しない事項については是正を行ったのち契約するため、提案内容をすべて実施することを保証するものではないことを明記しておく。

## 2 本業務における規格及び法令

本業務における規格及び法令は以下の通りである。

- ・ 電波法及び関係施行令・規則、告示
- ・ 放送法及び関係施行令・規則、告示
- ・ 有線電気通信法及び関係施行令・規則、告示
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 土木工事標準積算基準書(電気通信編)
- ・ 電気通信設備工事共通仕様書
- ・ 市町村同報通信システム標準規格(ARIB-STD T115 最新版)
- ・ FM放送帯における潜在電界強度の測定方法(ARIB-TR-B12 最新版)
- ・ 建築基準法
- ・ 道路法、道路交通法
- ・ 日本産業規格(JIS)
- ・ 日本電気工業会標準規格(JEM)
- ・ 日本技術標準規格(JES)
- ・ 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)
- ・ 日本電子機械工業会規格(EIAJ)

- ・ 総務省総合通信局の無線局免許指針
- ・ 群馬県条例他諸規則
- ・ 桐生市諸規則
- ・ 桐生市情報セキュリティ管理規程
- ・ 桐生市地域防災計画
- ・ その他関係法令， 条例、規則等

### 3 既存設備

現在の本市の既存設備の概要を下表に示す。

表 1：本市の既設同報系防災行政無線設備

地区名	設備
新里	親局(新里支所) 1局
	屋外拡声子局 15局
	戸別受信機 4,855台
黒保根	親局(黒保根支所) 1局
	中継局(荒神山) 1局
	屋外拡声子局 13局
	戸別受信機 891台
桐生	緊急割り込み装置 1台
	遠隔制御装置 2局 (新里・黒保根)
桐生消防本部	遠隔制御装置 2局 (新里・黒保根)

防災情報配信メディア：桐生市ホームページ、エリアメール等、登録制メール（バイザー） SNS（Twitter、Facebook）

表 2：本市の既設移動系防災行政無線設備

地区名	設備	免許期間
新里	基地局・統制台 1局	令和4年11月30日まで
	移動局（半固定局） 4局	
	移動局（車載局） 15局	
	移動局（携帯局） 5局	
黒保根	基地局・統制台 1局	令和3年5月末まで
	移動局（車載局） 9局	
	移動局（携帯局） 16局	
桐生	遠隔制御装置 4台	

※なお令和2年度中に、ハイブリッドIPトランシーバを6台調達予定。

桐生市役所本館3階の防災・危機管理課、新里支所、黒保根支所に各2台ずつ配置予定である。

## 4 整備計画

本工事の基本とする整備計画は以下の通りである。

### (1) 同報系防災行政無線

- ア 変調方式 TYPE2 (QPSK ナロー)
- イ 親局設備 桐生市役所 本館3階 防災・危機管理課  
(空中線及び非常用発電機は本館屋上)
- ウ 遠隔制御装置 3台 (桐生消防本部、新里支所、黒保根支所)
- エ 基地局設備 3局 (桐生市役所、新里清掃センター、荒神山展望台)
- オ 屋外拡声子局 32局 (新里16局、黒保根14局、桐生2局)
- カ 戸別受信機 1000台 文字表示付き50台
- キ 登録制メール (架電機能)
- ク 複数メディア連携装置

なお実施設計において決定した基地局の諸元は以下の通りであるが、提案者がより良い回線構成を目指して、これを変更しても構わない。

基地局名	設置場所	空中線種・角度	参考出力
親局	市役所新庁舎屋上	カージオイド・330°	3W
新里再送信子局	清掃センター	3素子八木型・0°	1W
荒神山中継局	荒神山展望台	3素子八木型・330°	1W

### (2) コミュニティFM放送基地局設置

- ア 送信局設備 荒神山展望台付近 (空中線柱は、既存の同報系設備を流用、局舎並びに非常用発電機は新設)
- イ 緊急割込み装置 4カ所 (FM桐生仲町送信所、桐生市役所本館3階 防災・危機管理課、新里支所、黒保根支所)

基地局名	設置場所	参考出力
荒神山中継局	荒神山展望台	5W

なお、計画中の新設中継局の諸元並びに既存FM桐生放送設備の諸元等は公開しない。

## 5 業務範囲

本事業における業務範囲は以下の通りとする。

### (1) 共通

- ア 電波伝搬範囲及び音達範囲の確保（回線検討・現地調査・伝搬測定含む）
- イ システムの構築と設計（各種基地局他設置位置調査・強度検討含む）
- ウ 各種機器類の据付調整及びそれに伴うネットワーク工事、通信工事
- エ 電源設備設置（直流電源装置、無停電電源装置、非常用発動発電設備、分電盤他）及び電源引込工事
- オ 提案者からの提案による設置・設定
- カ 各種試験の実施と試験成績書作成及び登録検査
- キ 総合通信局をはじめとする関係機関への申請・届出・他資料作成
- ク 導入時の取扱指導
- ケ 不要となる既存設備の撤去・処分
- コ 市民への広報活動の支援
- サ 用地交渉支援
- シ その他、発注者、監督職員等より指示のある関連事項

### (2) 同報系防災行政無線設備

- ア 親局及び中継基地局、屋外拡声子局（スピーカ方向調整含む）及び戸別受信機の設置・調整工事
- イ J-ALERT 受信機との接続及び自動起動装置設置・設定
- ウ 庁舎内放送との接続・設定
- エ 桐生市公式 HP 及び SNS（twitter・Facebook）登録制メール、緊急速報メール FM 桐生他メディアとの連携

### (3) コミュニティ FM 放送設備

- ア 黒保根地区にコミュニティ FM 放送中継局設備設置・調整並びに仲町送信所との接続・設定
- イ コミュニティ FM 放送基地局間の同期補正・干渉調整
- ウ FM 桐生放送への緊急割込み装置据付及び起動信号発生装置（DTMF）据付・調整
- エ グループ放送設定（黒保根地区）
- オ 追加中継局の無線局免許申請から落成届までの申請業務代行

## 6 基本的機器性能

### (1) 全般

設計に当たっては、装置が最適な構造及び性能を有するとともに、次に掲げる事項を十分満足するもので構成すること。

#### ア 環境条件

- ・ 屋内に設置する設備については、周囲温度 0～+40℃において正常に作動すること。但し、OA 機器については、周囲温度は+5～+35℃とする。
- ・ 屋外に設置する設備については、周囲温度-20～+50℃、湿度 90%以下において正常に作動すること。
- ・ 各施設に必要な耐震性を持たせること。
- ・ 屋外に設置する設備は、最大瞬間風速 50m/sec に耐えること。
- ・ 空中線柱は耐食性のあるものを使用し、地際防腐塗装を施すこと。
- ・ 雷害の対策を十分行うこと。

#### イ 電氣的条件

- ・ 電源電圧は、機器定格電圧の変動範囲±10%内で正常に動作すること。
- ・ 電気回路には、過電圧に対する保護装置又は保護回路が設けられること。

#### ウ 構造的条件

- ・ 堅牢で長期間の使用に十分耐え得るものであり、また、経済的な維持管理が行えること。
- ・ 日常の清掃、点検、調整、保守及び修理が容易に行えるものであり、かつ、これらに際し危険のない構造とすること。
- ・ 基地局設備（中継局、再送信子局、屋外拡声子局）に取り付ける機器の收容筐体は施錠が出来ること。

#### エ 使用部材の条件

使用する部品、材料はすべて新品・良品を使用し、特殊部品を避けなるべく汎用品を用いること。

#### オ 銘板表示

- ・ 各機器には品名、型式、製造番号、製造年月、製造会社名を銘板として表示すること。
- ・ 各機器の入・出力端子、調整箇所及び部品等には、書類又は図面と対照して容易に判別出来るよう、標識を付加すること。
- ・ 取扱上特に注意を要する箇所には、容易に識別可能な工夫を施し、その旨を表示すること。

## 7 同報系防災行政無線設備の機能

### (1) 親局設備

#### ア 60MHz 帯無線装置 (QPSK ナロー方式)

- ・ 無線送受信装置は現用、予備の二重化構成とし、現用機故障の場合は自動的に予備機に切換えられること。また、手動による切換も可能であること。
- ・ 装置に障害が発生した場合には、障害情報として操作卓等に表示されるか、またはアラームにより通報されるものであること。

## イ 操作卓他親卓機能

- ・主な操作はタッチパネル及びハードキーにより実施可能であるものとし、操作が容易であること。
- ・職員が避難できるよう、緊急放送を自動で繰り返し放送ができること。またはリモートにより緊急放送の操作が行えること。
- ・地図表示盤は、カラー液晶パネルを使用すること。
- ・一斉放送、グループ放送、個別放送、時差放送等柔軟に対応出来ること。
- ・J-ALERT 受信機と連携が可能なこと。
- ・ミュージックチャイムは市歌等、発注者の要望に柔軟に対応できるものとする。
- ・電話自動応答装置、自動プログラム制御装置、音声合成装置、連絡通話装置、遠方監視制御部、時差放送機能、録音機能、サイレンパターン他は標準装備とする。

## ウ 電源設備

- ・無停電電源装置及び直流電源装置等により、停電時においても通信を中断することなく運用が可能であること。
- ・停電対策として、無停電電源装置及び非常用発動発電機を設置すること。
- ・非常用発動発電機の停電補償は 72 時間以上とする。

### (2) 遠隔制御装置

- ・卓上型であり、遠隔制御局から、親局の放送機能を概ね代行できること。
- ・万一親局操作卓が故障など何らかの理由で操作できない状態になった場合においても、遠隔制御装置から放送が可能なこと。

### (3) 簡易中継局・再送信子局設備

- ・親局からの電波が弱く不感地帯となる地域向けに、中継局または屋外拡声子局機能を備えた再送信設備を設置すること。
- ・連絡通話機能、自局通報機能を備えたものとする。
- ・バッテリーは 72 時間以上の停電補償とする。
- ・省電力構造であること。また機器の収容筐体は防滴構造とし、施錠できること。

### (4) 屋外拡声子局設備

- ・自局通報機能を備えたものとする。
- ・内蔵のバッテリーは 72 時間以上の停電補償が可能なこと。
- ・省電力構造であること。また機器の収容筐体は防滴構造とし、施錠できること。

### (5) 戸別受信機設備

- ・親局からの放送を受信し内蔵スピーカにてモニター出力できること。
- ・親局から緊急一括呼出信号を受信した場合、自動起動し、受信機の音量設定状態に関係なく最大音量で聴取できること。



- ・ロッドアンテナが機器に装備されていること。また、必要に応じて外部アンテナと接続できること。
- ・放送内容は録音することができ、また再生できること。
- ・内蔵電池は、単Ⅰ乾電池、単Ⅱ乾電池、単Ⅲ乾電池のいずれかを使用できること。
- ・商用電源が停電時は内蔵電池に自動切替できること。
- ・親局からの電波を受信するため、空中線はロッドアンテナ（受信機搭載）、ダイポールアンテナ等、最適なものを選定し設置すること。
- ・内蔵電池の交換時期を知らせる機能が付いていること。

## 8 その他

- ・既存設備との切替時には十分に準備を整え、細心の注意を払い、極力短時間で実施すること。  
また、新旧併用運用期間中は無線機・親局周辺を整頓し、運用の妨げとならないよう配慮すること。
- ・本業務に伴い発生した廃棄物については関連法規を遵守しこれを適切に処分すること。
- ・契約締結後、受注者からの設計の変更は認めない。発注者からの設計の変更または追加の発注に際しては別途協議とする。
- ・本工事に必要な関係官庁への申請書、又は届出図書を速やかに作成すること。特に（同報系）無線局免許申請に際しては、当初設計と相違することが予測されるので総合通信局及び桐生市役所と協議の上、設置計画書の変更を総合通信局に提出すること。  
また、コミュニティ FM 放送に関する変更手続きに際しては、FM 桐生・桐生市役所と協議の上実施すること。
- ・本業務に係る申請費及び通信費他ランニングコストは全て提案者の負担とする。

## 9 工事仕様

### 1. 一般事項

- (1) 本工事は桐生市建設工事請負契約書ならびに桐生市建設工事請負契約書約款の記載に準ずる。
- (2) 工事施工に必要な関係官庁等に対する諸手続きは、速やかに行うものとする。
- (3) 施工上必要な機械、材料等は貸与または支給されるもの以外は、すべて受注者の負担とする。
- (4) 本工事の施工にあたっては、受注者は事前に発注者と綿密な連絡をとり、発注者の指示に従うものとする。
- (5) 工事に係る材料の梱包、輸送は受注者が行い、これに伴う事故はすべて受注者の責にあるものとする。

- (6) 施工にあたっては、建造物その他に損傷を与えないよう留意すること。損傷を与えた場合は、受注者はただちに発注者に報告し速やかに復旧させること。
- (7) 工事完了後は一切の仮設物及び機材を撤去し、清掃を行うこと。

## 2. 施工計画

- (1) 施工体制、施工手順、工程、工法、安全対策その他工事施工の概要を含めた施工計画書を作成し、契約後速やかに監督員に提出するものとする。なお、重要な変更が生じた場合は、変更施工計画書を提出しなければならない。
- (2) 施工計画に基づき、工期内に完成するよう工程管理を実施すること。
- (3) 工事施工にあたっては確実な工法、安全、工期内完成等を考慮して常に現場管理を行うものとする。
- (4) 安全確保のため、総括安全責任者及び作業現場ごとの安全責任者を設け、緊急時連絡体制を確立しなければならない。

## 3. 施工体制

- (1) 本工事に際し、監理技術者ならびに現場代理人を配置すること。
- (2) 施工体制においては、地元業者育成の観点からなるべく市内業者を採用すること。
- (3) 施工体制表に、元請、下請けの別を記載し、全建統一様式にて作業員名簿を作成すること。  
作業員名簿に記載の資格については、資格者証の写しを施工体制台帳に添付すること。
- (4) 施工体制表に記載の下請負業者との契約書を添付すること。
- (5) 新規入場者教育及び必要な勉強会を開催し、施工者全体の品質向上に努めること。

## 4. 協議事項・承諾

- (1) 受注者は、機器承認願い、機器配置図、材料承認願い、工事施工図等施工に係る資料を予め提出し、承諾を得なければならない。
- (2) 監督員との協議について、打ち合わせ議事録を受注者が作成し押印または署名し相互に確認・保存しておくものとする。
- (3) 受注者は、発注者の指定した工法等について代案を申し出ることができる。

## 5. 施工管理

- (1) 休日、夜間等の勤務時間外に作業を必要とする場合は、予め監督員に承諾を得て行うこと。
- (2) 指定または指示された箇所を除き、造営物に加工してはならない。施工上必要である場合も、予め承諾を求めるものとする。
- (3) 既に運用中の設備に関係する工事の場合、監督員と十分協議を行い、その影響を極力少なくすることとする。
- (4) 他の設備工事と設置現場が共通する場合は、係る工事の監督員、受注業者を含めて協議を行い、双方の工程に支障をきたさないよう留意すること。

## 6. 安全の確保

- (1) 工事施工にあたっては、「労働安全衛生法」等関係法令等を遵守し、安全の確保に万全の対策を講じなければならない。
- (2) 安全責任者は、安全に関する諸法令、作業の安全のための知識、方法及び安全体制について周知徹底しておくものとする。

## 7. その他留意事項

- (1) 工事用機械は、日常点検、定期点検等を着実にを行い、仮設設備は、材料、構造等を十分点検し、事故防止に努めること。
- (2) 高所作業、電気作業、その他作業に危険を伴う場合は、それぞれ適合した防護措置を講ずること。
- (3) 工事場所の状況に応じ交通整理員を配置し、車両運転中の事故、作業の種類、場所等による交通阻害、車両の飛込み防止に努めること。また、掘削作業から埋め戻しまでの間、安全柵、パイロン等で廻りを囲み、転落防止に努めること。
- (4) 電気・ガス・水道等の施設に近接し工事を行う場合は、あらかじめ当該施設管理者と打合せを行い、必要によりその立会いを求め、その指導を得て行うこと。
- (5) 掘削工事を伴う場合は、埋設物の有無について予め水道局等関係課に問い合わせを行うこと。情報が得られなかった場合は、試掘を行うこと。
- (6) 作業員の保健・衛生に留意するとともに、工事現場内の整理整頓を図るなど作業環境の整備に努めること。

## 8. 緊急時の措置

- (1) 人身事故が生じた場合は、事故者の救助に最善をつくすとともに、速やかに監督員に報告すること。
- (2) 設備事故が生じた場合は、事故の拡大防止に努めるとともに、速やかに監督員及び関係機関に連絡し、迅速な復旧に努めること。

# 10 無線局免許申請・現地調査等

## 1. 無線局免許申請

- (1) 受注契約後速やかに電波伝搬調査を実施し、難聴地域の有無、電波障害の有無を確認し予備免許の申請を行うこと。
- (2) 総合通信局より周波数の内示の通知後、混信や電波障害による難聴地域を確認した場合は、ただちに監督員と協議したうえで総合通信局に報告、協議を行うこと。

## 2. 現地調査

- (1) 既存の柱を再利用する屋外拡声子局において、調査の結果重篤な損傷が見られた場合は、新設・撤去とすること。

### 3. 強度の確認

- (1) 親局の空中線や親局設備等について強度計算を行い、耐風速及び耐震基準を満たす強度を確保すること。また設置位置については総務課、防災・危機管理課と協議し決定すること。
- (2) 中継局及び再送信子局は全て強度検討を行うこと。基本的に既存設備付近の土質については普通地盤と思われるが、不明の際は標準貫入試験にて土質調査を実施し強度検討を行うこと。
- (3) 屋外拡声子局は、機器類の荷重が最も大きい局でかつ土質条件の悪い地点において強度計算をし、耐風速及び耐震基準を満たす強度を確保すること。土質が不明の際は、監督員の許可を得た後普通地盤として強度検討を行うこと。また、既存の柱を再利用する場合も同様に強度計算を行い、耐風速及び耐震基準を満たす強度を確保すること。

## 1 1 防災行政無線設備設置工事

### 1. 機器の事前点検

設置する機器は、輸送中の損傷のないことを確認しなければならない。

### 2. 施工技術者

施工は、専門技術者により確実にを行うものとする。

### 3. 設備の据付

- (1) 各機器は承諾を得た配置図に基づき、操作・点検・保守等を考慮し、強固にかつ体裁良く据付けるものとする。
- (2) 空中線柱の上部の組立は材料に損傷を与えないよう確実にを行うものとする。
- (3) 空中線は工事施工図に示す高さに所定の金具を用い、空中線の指向に注意し、風圧に耐えるよう強固に取り付けるものとする。
- (4) スピーカは、電波に影響を与えない位置に、方向調整が可能な所定の金具を用い音響効果が最大となるように強固に取り付けるものとする。

### 4. ケーブル配線

- (1) ケーブルは外被に損傷を与えないよう十分取扱に注意し、「有線電気通信設備令」及び「電気設備技術基準」等に基づき確実にを行うものとする。
- (2) ケーブルの曲率半径は使用ケーブルの許容率以上にとり、ケーブルに無理を与えないようにすること。
- (3) ケーブルは、専用の工具により確実に接栓を取り付けること。

### 5. 電力線配線

電力線の引き込み、配線等は、「電気設備技術基準」等により確実にを行うこと。

## 6. 屋外配線

ケーブル等の屋外配線は、厚鋼電線管・金属可とう電線管等により保護するものとする。

## 7. スピーカの方向、音量調整

各屋外拡声子局より最適な音響が得られるように、住民等からの苦情や要望等によりスピーカの方向、音量調整を監督員の指示により実施すること。

## 8. 総合調整

工事が終了したら総合的な調整・試験を行い、設備の機能を確認する。

# 1 2 工事写真

## 1. 撮影項目

以下の撮影項目に準じて工事写真の撮影を行うこと。

- (1) 使用材料及び材料検査風景
- (2) 使用機器及び工場検査風景
- (3) 出来形検査及び中間検査、完成検査風景
- (4) 工事現場（施工前・施工中・施工後）
- (5) 安全教育現場・TBM-KY 等風景
- (6) その他発注者が指定する事項

## 2. 撮影における留意事項

- (1) 工事の進捗がわかるよう、工種毎に経過を撮影すること。
- (2) 工事後形状が変わり、または内容が隠蔽される箇所については、名称・寸法等が確認できるよう撮影すること。

## 3. 写真の整理及び提出

工事写真については、工種ごとに整理し、見出しに日付、工種、撮影場所等をまとめ監督員に提出するものとする。

# 1 3 検査及び引き渡し

## 1. 検査

- (1) 施工に際し、材料検査、工場内立会検査、出来形検査を実施する。
- (2) 中間払い及び完成引き渡し前に出来高検査及び中間検査、完成検査を実施する。
- (3) 中間検査及び完成検査前に受注者は予め自主検査を行い、検査員に指摘・是正指導を受けないよう努めること。
- (4) 工期内に完成検査に合格すること。

## 2. 工事完成・引渡し

発注者が検査・あるいは再検査を行い、検査に合格した時、工事の完成とする。工事目的物が検査に合格後、発注者に引渡しを行う。

## 1.4 提出書類

### 1. 図書

(1) 受注者は契約締結後、速やかに下記の書類を発注者に提出すること。

- ア 工事工程表
- イ 監理技術者等専任通知書及び専任技術者一覧表
- ウ 施工体制台帳
- エ 再下請通知書及び下請負契約書
- オ 施工体制図

(2) 受注者は着工に際し下記の書類を発注者に提出すること。

- ア 施工計画書
- イ 使用材料承認願
- ウ 機器承認願
- エ 施工図

(3) 受注者は工事完了し、竣工検査までに次の図書を一括ファイルし、完成図書として発注者に提出すること。

- ア 承諾を求めた全ての図書 2部
- イ 写真（工程及び完成状況） 2部
- ウ 試験成績書 2部
- エ 取扱説明書 2部
- オ 工事日報・打合せ議事録 2部
- カ その他甲が必要と認める書類 2部
- キ 完成図書の電子データ 2部

## 1.5 参考資料

### 【既設同報系防災行政無線設備リスト‘新里’】

	基地局名	設置場所
1	親局	新里町武井 693 桐生市新里支所内
2	野	新里町野 397
3	八幡下第一	新里町新川 543-2
4	天神第4	新里町新川 3783
5	鐺木	新里町新川 2394-2
6	町組	新里町山上 829-8

7	元町	新里町新川 297-1
8	熊野	新里町新川 3069
9	高縄	新里町山上 1722-2
10	上鶴ヶ谷	新里町上鶴ヶ谷 521-1
11	大久保	新里町大久保 308-3
12	板橋南部	新里町板橋 68-2
13	高泉	新里町高泉 15
14	奥沢	新里町奥沢 476
15	赤城 1	新里町赤城 712-408
16	赤城 2	新里町赤城 919-16

【既設同報系防災行政無線設備リスト‘黒保根’】

	基地局名	設置場所
1	親局	黒保根町水沼 182-3 桐生市黒保根支所内
2	荒神山中継局	黒保根町八木原 493
3	水沼 1	黒保根町水沼 145
4	水沼 2	黒保根町水沼 13
5	上野	黒保根町水沼 516
6	涌丸	黒保根町上田沢 249
7	田沢下	黒保根町上田沢 672
8	清水	黒保根町上田沢 1274
9	柏山	黒保根町下田沢 2771
10	下柏山	黒保根町下田沢 777
11	前田原	黒保根町下田沢 243
12	津久瀬	黒保根町下田沢 14
13	城	黒保根町宿廻 563
14	本宿	黒保根町宿廻 102
15	黒保根支所	黒保根町水沼 182-3

【コミュニティ FM 基地局追加に係る主要機器（実施設計にて計上）】

荒神山中継局（新設）	
同軸切替器	SCMLCD1+1/T0
FM 送信機	PTX LCD DSP/SFN（同期機能付）
GPS 受信機	GPSRXNV-01（アンテナ付）
空中線	3BD-0603FM
同軸避雷器	
メディアコンバータ	BMC-GT-S10K/WA
無停電電源装置	1.5kVA 程度
非常用発電機	3kVA 以上、停電検知、自動起動・切替機能付
耐雷トランス	3kVA 以上
仲町送信所（追加）	
メディアコンバータ	BMC-GT-S10K/WA
緊急割込装置	BEI-212
IP コーデック	IQOYA LINK
SW-HUB	FS8080MV2
ルータ	
桐生市役所、新里・黒保根支所	
起動信号発生器	ERS-31-DESK
IP コーデック	IQOYA LINK
SW-HUB	FS8080MV2
ルータ	
メディアコンバータ	BMC-GT-S10K/WA

以上